

○近江八幡市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱

平成22年3月21日

告示第88号

改正 平成22年7月31日告示第370号

平成24年4月4日告示第113号

平成27年12月28日告示第244号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 福祉助成費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に定める者のうち、次のいずれかに該当する者（以下「重度心身障害老人」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に定める障害の程度が1級から3級に該当するもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度と判定されたもの

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が省令別表第5号の4級に該当する者で、更生相談所において知的障害の程度が中度と判定されたもの

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、近江八幡市福祉医療費助成条例（平成22年近江八幡市条例第151号）第2条第3号に規定する母子家庭の母等又は同条第4号に規定する父子家庭の父等に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害老人のうち、本市の区域内に所在する条

例第2条第8号に規定する障害者支援施設等（以下「障害者支援施設等」という。）に入所したことにより、他の市町村から本市の区域内に住所を変更したと認められる者（次のいずれかに該当する者を除く。）であって、当該重度心身障害老人又は当該重度心身障害老人の配偶者若しくは当該重度心身障害老人の民法（明治29年法律第89条）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として当該重度心身障害老人の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、助成対象者としなない。

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、規則別表に定める障害の程度が3級に該当するもの

イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が規則別表の4級に該当する者で、児童相談所又は厚生相談所において知的障害の程度が中度と判定されたもの

（平22告示370・一部改正）

（住所地特例）

第2条の2 重度心身障害老人（第2条第2項ア又はイでに該当する者を除く。）であって、当該重度心身障害老人又は当該重度心身障害老人の配偶者若しくは扶養義務者で主として当該重度心身障害老人の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、第2条第1項に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障害老人が継続して2以上の障害者支援施設等への入所前の本市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

（平22告示370・追加）

（助成の範囲）

第3条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付が行われた場合において、当該後期高齢者医療給付の額（助成対象者が同法第67条第1項の規定による一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該後期高齢者医療給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（同法第74条第

2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。)に満たないときは、当該助成対象者に対しその満たない額に相当する額を福祉助成費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 前項の助成対象者について、助成対象者及びその配偶者並びに助成対象者の扶養義務者で、主として当該助成対象者の生計を維持する者のうちに、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

3 第1項の医療に要する費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、父子家庭の父等の福祉助成費は、助成対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉助成費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が別に定める額を超えるときは、助成しない。助成対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得又は助成対象者の扶養義務者で、主として当該助成対象者の生計を維持する者の前年の所得が、別に定める額を超えるときも、同様とする。

5 次の各号に規定する者の医療費のうち、滋賀県外における医療費は、福祉医療費の助成を受けることができない。

(1) 第2条第1号アに該当する者のうち、省令別表に定める障害の程度が3級に該当する者（更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者を除く。）をいう。

(2) 第2条第1号ウに該当する者

(平22告示370・一部改正)

(助成券の交付)

第4条 福祉助成費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成券交

付・更新申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

（助成券）

第5条 市長は、助成対象者から申請があった場合、福祉助成費の助成を受けることができる重度心身障害老人等福祉助成券（別記様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

（助成券の提出）

第6条 助成対象者は、福祉助成費の助成を受けようとする場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療等を受ける際、健康手帳及び助成券を提出しなければならない。

（助成の方法）

第7条 市長は、助成対象者が前条に定めるところにより滋賀県内の保険医療機関等において第3条第1項に規定する医療等を受けた場合には、福祉助成費として助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

（助成方法の特例）

第8条 第6条及び第7条に定める助成の方法により難しい場合において、福祉助成費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成費助成申請書（別記様式第3号）を市長に提出することにより助成を受けることができる。

（受給権の保護）

第9条 この要綱による福祉助成費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉助成費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は、別に定

める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の近江八幡市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（昭和58年告示第4号）又は安土町重度心身障害老人等福祉医療費助成要綱（昭和58年告示第6号）以下「安土町要綱」という。）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱は、施行日以後に受けた医療に係る福祉医療費から適用し、施行日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、なお合併前の要綱の例による。
- 4 助成対象者で合併前の安土町要綱の規定により助成対象となっていたもの（療育手帳制度（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳障害の程度が中度又は軽度である者として記載されている者に限る。）の平成22年7月31日までに受けた医療に係る福祉医療費の助成については、なお合併前の安土町要綱の例による。
- 5 合併前の要綱の規定により交付された助成券は、第5条の助成券とみなす。
- 6 合併前の安土町要綱の規定により助成対象者でなかったものでこの要綱の規定では助成対象者となるものに係る福祉医療費の助成は、平成22年4月1日以降に受けた医療に係るものから行うものとする。

付 則（平成22年告示第370号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の近江八幡市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条の2の規定は、この要綱の施行の前日に他の

市町村の区域内に所在する改正後の要綱第2条第2項に規定する障害者支援施設等に入所したことにより、市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる改正後の要綱第2条の2に規定する重度心身障害老人であって、当該重度心身障害老人又は当該重度心身障害老人の配偶者若しくは扶養義務者で主として当該重度心身障害老人の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が改正後の要綱第2条の2に規定する額を超えないものについて適用する。

付 則（平成24年告示第113号）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

（近江八幡市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部改正に関する経過措置）

- 7 この要綱の施行日の前日までに、改正前の近江八幡市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成27年告示第244号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表（第3条第2項関係）

自己負担金

区分	金額	備考
入院	1日当たり 1,000円	自己負担金は、同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに、1箇月につき14,000

		0円を限度とする。
通院又は指定訪問看護	1 診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書当たり 500円	(1) 1箇月当たりの自己負担金が左欄の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細書には適用しない。

別記様式第1号(第4条関係)

重度心身障害老人等福祉助成券交付・更新申請書							
現住所							
助成対象者	本人 (母・父等)	フリガナ	男・女	加入医療保険	記号/番号	附加給付有・無	
		氏名			被保険者名(保険本人)		
		生年月日	年 月 日生		対象者取得日 年 月 日		
		個人番号			保険者番号		
				保険者の名称			
	母・父等の扶養する18歳未満の児童		フリガナ	男・女	加入医療保険	記号/番号	附加給付有・無
			氏名			被保険者名(保険本人)	
			生年月日	年 月 日生		対象者取得日 年 月 日	
			個人番号			保険者番号	
					保険者の名称		
			フリガナ	男・女	加入医療保険	記号/番号	附加給付有・無
			氏名			被保険者名(保険本人)	
			生年月日	年 月 日生		対象者取得日 年 月 日	
			個人番号			保険者番号	
					保険者の名称		
			フリガナ	男・女	加入医療保険	記号/番号	附加給付有・無
氏名				被保険者名(保険本人)			
生年月日	年 月 日生		対象者取得日 年 月 日				
個人番号			保険者番号				
			保険者の名称				

配偶者	フリガナ 氏名 個人番号	男・女	生年月日 年 月 日生 現住所	助成対象者との続柄		
扶養義務者	フリガナ 氏名 個人番号	男・女	生年月日 年 月 日生 現住所			
保護者	フリガナ 氏名 個人番号	男・女	生年月日 年 月 日生 現住所			
母子関係	児童扶養手当証書番号 号		遺族基礎年金証書番号 号			
重身関係	身体障害者手帳 号		(再)交付日 年 月 日	級		
	療育手帳 号		(再)交付日 年 月 日	級		
<p>近江八幡市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定により、助成券を交付・更新されたく申請します。対象者、配偶者及び扶養義務者について、近江八幡市における住民基本台帳、国民健康保険被保険者台帳並びに住民税課税台帳の公簿の閲覧等を近江八幡市長が行うことを承諾します。これらを転入等で近江八幡市で確認できない場合は必要な各種証明書を提出します。当該助成事業に関わる関係機関に個人情報を提供することを承諾します。</p> <p>年 月 日</p>						
近江八幡市長 様			申請者 住所 近江八幡市 氏名 (印) (電話)			
※助成対象者本人が署名する場合は印鑑は不要です。						
助成制度区分		<input type="checkbox"/> 県制度 <input type="checkbox"/> 市制度	助成券記号	助成者番号		
課税区分	本人 課税・非課税	配偶者 課税・非課税	扶養義務者 課税・非課税	補完入力 済・未	助成開始日 年 月 日	
					証 交 付 日 年 月 日	
備考				担当	審査	承認

(裏面)

所得状況 扶養親族等控除		助成対象者の所得状況		配偶者の所得状況		③の扶養義務者の所得状況	
⑤	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち障害・老人扶養親族の数)	人	障 老 人	人	障 老 人	人	障 老 人
⑥	前年の所得額	円		円		円	
⑦ 控除	雑損	円		円		円	
	医療費	円		円		円	
	社会保険料等相当額	円		円		円	
	小規模企業共済等掛金	円		円		円	
	配偶者特別控除	円		円		円	
	障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	※ 円	人	※ 円	人	※ 円
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	※ 円	人	※ 円	人	※ 円
	障害者、特別障害者、老年者、寡婦(夫)、勤労学生の別	障 特障 寡 勤	※ 円	障 特障 寡 勤	※ 円	障 特障 寡 勤	※ 円
	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円		円		円	
	本年の災害	円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
※	控除後の所得額	円		円		円	
※	課税の区分 市民税	非課税、課税		非課税、課税		非課税、課税	

別記様式第2号(第5条関係)

(表)

滋賀県内のみ有効			
重度心身障害老人等福祉助成券			
福祉番号			受給者番号
受給者	居住地		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関の長及び印	滋賀県近江八幡市長		
交付日		年 月 日	
自己負担金		自己負担金がある場合には重度心身障害老人等福祉助成要綱別表に定める以下の自己負担金が必要です。 入院：1日当たり 1,000円 1ヶ月の限度額 14,000円 通院：1ヶ月1診療報酬明細書当たり 500円 ただし、調剤報酬明細書には適用しない	

(裏)

注意事項

1 受給券は、保険医療機関等で医療を受けたときに医療費の自己負担相当分(福祉医療費助成条例別表に定める自己負担金を除く)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。

保険医療機関等で受療するときは、被保険者証又は組合員証等に必ずこの券を添えて提出してください。

2 助成券は、高齢者の医療の確保に関する法律等に定める医療を保険医療機関等で受けたときに支払うべき一部負担金(高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。

保険医療機関等で受療するときは、後期高齢者医療被保険者証並びに健康手帳に助成券を添えて提出してください。

3 この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受給中の医療機関等に届け出てください。

4 この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。

5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。

6 この券では、入院時の食事代・居住費の負担、文書料、交通費、容器代及び室料差額等の経費は、公費負担されません。

7 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

別記様式第3号(第8条関係)

重度心身障害老人等福祉助成費助成申請書			
			年 月 日
近江八幡市長 様			
		住所 申請者 氏名 (TEL	印)
<p>重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱第8条の規定により、重度心身障害老人等福祉助成費の助成をされたく申請します。</p> <p>※ 助成対象者本人が署名する場合は、印鑑は不要です。</p>			
該 当 者	福祉制度区分		
	受給者番号		
	フリガナ		
	氏名	男・女	
	生年月日		
	個人番号		
助成期間	取得日 年 月 日	喪失日 年 月 日	
加 入 医 療 保 険	記号 / 番号		
	被保険者名 (保険本人)		
	対象者取得日	年 月 日	
	保険者番号		
	保険者の名称		
払 渡 指 定 金 融 機 関	金融機関名	支店名	預金種別
			普通
	フリガナ		
	口座名義人	印	
自己負担額		一部負担金	返還金等
入 院 ・ 通 院 別	入院	件(日間) 月分	備考
	通院	件(日間) 月分	
			担当
			審査
			承認

別記様式第1号（第4条関係）

（平24告示113・平27告示244・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第8条関係）

（平27告示244・一部改正）